

# 防火防災訓練災害補償等共済質疑応答集

(約款この共済の趣旨及び目的)

**問1 一部事務組合を構成している場合、その一部事務組合又は構成市町村のいずれで契約するのか。**

答 その一部事務組合が処理することとなっている事務の範囲によって違ってきますが、重複契約することのないように構成市町村と調整を行っていただければ契約形態は問いません。

(約款第2条関係)

**問2 一部事務組合で加入している場合に、事故によりそのひとつの市町村等に損害賠償請求がなされた時は、どう取り扱われるのか。**

答 契約形態の違いによるだけで、一部事務組合とその構成市町村の補償内容は同じです。ひとつの市町村が行うこととなった損害賠償又は災害補償については、契約者に一部事務組合管理者等を記入し、請求者に市町村長を記入し請求することとなります。

**問3 補償等対象者が、訓練中の事故により傷害等を受け、その傷害が第三者行為によって生じた場合において、補償等対象者が当該第三者から同一の理由について損害賠償を受けた場合においても補償等の対象となり、その適用は受けられるか。**

答 お見込みのとおり。ただし、てん補金は、市町村等が補償等をした金額又は約款で定められている額のどちらか低い方の範囲内で支払われることとなります。

**問4 訓練参加者が訓練中の事故により傷害を受けた場合(約款第33条の規定により除外されるものを除く)、補償等対象者に対し他の法令等により補償等が行われる場合においても防火防災訓練災害補償等共済制度の損害賠償及び災害補償の対象となりうるのか。**

答 損害賠償については、市町村等に法律上の賠償責任が生じるものであり、そのための重複支給はおきないものと考えます。

災害補償については、お見込みのとおりです。

(約款第2条及び第33条関係)

**問5** 店舗、スナック等の従業員で組織された自衛消防隊による消防計画に基づく訓練(消火、通報、避難訓練等)は補償等の対象となる訓練と解してよいか。

また、個人経営の多い商店街、市場等の自衛消防組織による訓練は、補償等の対象となると解してよいか。

答 従業員が業務で行う訓練は、約款第33条第1項第1号に該当するため、補償等の対象とはなりません。ただし、市町村等が補償等を認める訓練に公務外又は業務外として参加する場合は、補償等の対象となります。

なお、個人経営の多い商店街、市場等が自主的に設置している防火防災組織は、同第3条の民間防災組織と解します。

**問6** 高層住宅等(マンション、アパート等)における住民で組織された自衛消防隊(消防法第8条に基づく消防計画により組織されたもの)は、約款第33条第1項第1号に定める自衛消防隊と解すべきか、或いは、これらの組織が災害による被害を防止し、軽減するため、実際に防災活動を行う住民の組織で実働部隊でもあるこれら住民の組織を積極的に活用して、自主防災体制を整備していく必要があるため、これを積極的に解釈して同第3条に定める民間防災組織と解し、これらが行う防火防災訓練(自衛消防訓練を含む。)中の事故による傷害は、補償等の対象と解してよいか。

答 約款第33条第1項第1号は、自衛消防組織そのものを適用除外するという趣旨ではなく、組織員が当該企業又は事業所等の業務又は公務により訓練に参加した場合を適用除外しているものです。

したがってマンション、アパートの住民が業務又は公務として参加するということはありません。市町村等が補償等を認める訓練であれば対象となると解します。

(約款第3条関係)

**問7** 約款第3条第3号における婦人会等の「等」とは何か、具体的に示されたい。

答 自治会、自警団、防火協力隊、家庭防火班等地域住民が自主的に組織している集団をいいます。

**問 8 約款第 3 条第 3 号に該当する訓練で、本市外に住所を有する参加者（勤務先が本市内）の場合はどうか。**

答 この制度は、地域住民が自らの手で自らの地域を災害から守る自主防災活動のための訓練を対象にして創設されたものであるため、これまでは他市町村等の住民は対象としていませんでした。しかし防災訓練を効果的に行うためには、訓練区域にいる人を全員参加させることが望ましいため、平成 9 年 4 月 1 日以後に実施される訓練から、訓練を主催する市町村等又は消防機関が訓練対象として認めた訓練参加者については、他市町村等の住民であっても補償等の対象に含めることとしました。

なお、勤務先が当該市町村等にあり、その企業又は事業所のための業務として参加する場合は、その企業又は事業所の責任であると解するため、補償等対象の参加者とはなりません。

**問 9 P T A、青年団の主催する訓練の参加者は対象となるか。**

答 当該組織の規約に防災活動が盛り込まれているもの、又は規約に規定されていないが平素から防災活動を実施しているものが、市町村等又は消防機関に訓練計画書の届け出をし、市町村等が補償を認める訓練の場合は、補償等の対象となります。

**問 1 0 住民個人の訓練、隣組等住民有志によるグループの訓練の場合はどうか。**

答 その訓練を行う際、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出し、市町村等が補償を認める場合は、補償等の対象訓練となります。それ以外の市町村等又は消防機関に関係なく任意に行われたような場合は該当しません。

**問 1 1 自治会主催の場合、参加人数がどれだけ少なくても該当するのか（極論すれば、参加者が 1 人でもよいのか）。**

答 当該訓練が事前に訓練計画書等が市町村等へ提出され、市町村等が補償を認める場合には参加者の多寡を問いません。ただし、実効ある防災訓練は、組織的に行ってこそ意義があるものであるため、それなりの参加者がいなければならないと解します。

**問 1 2 自主防災組織等の構成員でなく、個人が自発的に参加した場合、訓練参加者となるか。**

答 広く一般住民にも参加を呼び掛け、市町村等が補償を認めた参加者であれば資格を問う必要はないと考えます。なお、特定の組織を対象とした訓練に個人が自由意志により参加したような場合は、補償等の対象とはなりません。

**問 1 3 「普通救命講習」等の救急救命訓練中の事故は対象となるか。**

答 約款第 3 条に定める訓練で、市町村等が補償等を認める訓練であれば対象になります。

**問 1 4 訓練の準備や片付け中の事故は対象となるか。**

答 訓練自体が約款第 3 条に定める訓練で、市町村等が補償等を認める訓練であれば対象になります。テントの設営や資器材の搬送など訓練のための準備や片付けも訓練中として扱います。ただし、事前や事後の会議や打ち合わせなどは訓練には含まれません。

**問 1 5 自主防災活動の一環として、民間防火組織による危険箇所の調査や、消火栓、資器材の点検中に負傷した場合、補償等の対象となるか。**

答 業務と訓練は区別して考える必要があり、本来の任務として又は委託を受けて調査・点検しているような場合は、任務遂行の一環であるため訓練ではありません。しかし民間防火組織が、その任務として行っている調査点検が訓練の一環として位置付けられる場合は、補償等の対象であると解します。

**問 1 6 消防機関が管理する防災学習センターの地震体験室、消火・煙体験室での体験訓練中の事故は対象となるか。**

答 約款第 3 条に定める訓練で、市町村等が補償等を認める訓練であれば対象になります。

**問 17 学校の児童、生徒が訓練に参加した場合の適用はどうか。**

答 訓練が学校の正式行事としてのものであり、学校の管理下にある場合は、適用されません。それ以外の場合で、市町村等が補償等を認める訓練であれば適用となります。なお、学校管理下とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター施行令第5条第2項に規定されており、下記のとおりです。

- (1) 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- (2) 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- (3) (1) と (2) に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- (4) 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- (5) (1) ～ (4) に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

**問 18 約款第2条には、少年消防クラブの訓練は補償の対象として明記されているが、当市の場合、クラブ員は学校単位であることから中学生の訓練活動実施中の事故は、問15の解答と同様に考えてよいか。**

答 お見込みのとおりです。

**問 19 少年消防クラブの夏期研修でのキャンプファイヤー等の際の事故は対象になるか。**

答 当該夏期研修が訓練として位置づけられ、かつ市町村等が補償等を認める場合は、補償等の対象になります。

**問 20 県主催の訓練に参加した場合は、適用されるか。**

答 市町村等が防火防災訓練のため必要であるとの判断から県等と共催実施することとして参加を決定し、その訓練に参加した住民を対象に市町村等が補償を認める場合には適用されます。また自主防災組織等が県主催の訓練に参加するために、訓練計画書を市町村等へ提出し、市町村等が補償を認める場合にも適用されます。

ただし損害賠償の場合には、別途県等との協議が必要となると解します。

**問 2 1 訓練に参加した他市町村等の住民にも適用されるか。**

答 防災訓練には、なるべく多くの人々が参加した方が効果的であり、一時滞在者、在勤者等も参加した方が望ましいと考えられるため、平成9年4月1日以後に実施される訓練から、訓練を主催する市町村等又は消防機関が訓練対象として認めた訓練参加者については、他市町村等の住民であっても補償等の対象に含めることとしました。

なお、企業及び事務所等の従業員が、業務の一環として参加した場合は、約款第33条第1項第1号により適用除外となります。

**問 2 2 A町とB町との共同訓練をB町で実施し、A町住民が事故に遭った場合の考え方は。**

答 当該訓練が補償等の対象になるものと認められる場合は、A町が補償等の主体となります。

ただし、損害賠償及び災害補償の対応方法についてA町とB町が事前に協議しておく必要があると解します。

**問 2 3 A市の自主防火組織が自主的に隣接するB市の訓練に参加した場合、その自主防災組織は補償等の対象となるのか。**

答 訓練主催であるB市がA市の自主防災組織の参加者を補償等対象者と認めた場合には、補償等の対象となります。

**問 2 4 県が主催し、市町村等が共催して実施した県消防学校への体験入学中の事故はどうか。**

答 市町村等が防火防災訓練のため必要であるとの判断から共催実施した訓練であれば補償等の対象になります。ただし、明らかに県消防学校側に事故発生の責任があると認められた場合は、県が補償すべきものとなり、市町村等には補償責任がありませんので、本制度の適用とはなりません。

**問 2 5 起震車による体験訓練中の事故はどうか。**

答 約款第3条の訓練に該当する場合は、補償等の対象となります。

**問 2 6 水防訓練は、本制度の訓練に含まれるか。**

答 一般的な防火訓練が本制度の対象となるのはもちろん、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）を対象とする防火防災訓練はすべて含まれます。  
炊き出し訓練や避難所運営訓練、図上訓練も対象となります。

**問 2 7 出初式に参加した場合の事故は適用されるか。**

答 消防出初式又は消防観閲式等が約款第 3 条の訓練として位置付けて実施した場合には適用対象になります。  
ただし公務または業務にて参加した方（約款第 3 3 条に該当する参加者）については対象外となります。

**問 2 8 市民が、企業の自衛消防隊と合同訓練を行った場合、訓練中の事故により傷害を受けた場合は、補償の対象となるか。**

- (1) 車両火災を想定して、電車・バスによる乗客の避難訓練
- (2) 病院等の避難訓練に参加した、入院又は通院中の市民
- (3) 市が参加を呼びかけて実施した場合の上記(1)、(2)の訓練中において参加者である市民が傷害を受けた場合

答 例示の(1)及び(2)について、事業所側の自主的な訓練及び消防法第 8 条に規定する消防計画に基づく消防訓練の場合は、実施した事業所の責任となるものと解します。  
例示の(3)については、約款第 3 条の訓練に該当し、当該訓練に市町村等の補償等責任が発生するものであると解します。

(約款第4条関係)

**問29 損害賠償と災害補償の区別を具体的に示せ。**

答 損害賠償とは、市町村等が事故の発生した訓練の主催者である市町村等又は消防機関（それらの職員を含む。）において、その訓練の計画又は実施にあたり故意又は過失（安全指示の不徹底、欠かん器材の使用等）があったため事故が生じ、補償等対象者の権利が侵害された場合に、その損害を補償することです。（民法第709条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。）この場合、補償等対象者には損害賠償請求権が発生します。

一方災害補償は、主催者側に過失はないが当該訓練の主催者として、事故により生じた損失を補償するものであり、補償等対象者に請求権はないものであります。

**問30 損害賠償か災害補償かの決定は、市町村等、日本消防協会のどちらが行うのか、また、市町村等と日本消防協会の見解が違った場合はどうなるか。**

答 当該事故の発生に主催者側に故意又は過失が存在した場合に損害賠償の責に任ずるのが損害賠償であり、これは事実に基づいて決定することになります。

裁判によることなく市町村等が損害賠償を行うこととした場合(示談等)において、日本消防協会がその決定に疑義があるときは、約款第32条に基づき事実関係を調査の上、同第34条の審査会において内容の審査を行い、それにより決定することになります。

これに異議のあるときは、同第38条に規定する訴訟により決定することとなります。

**問31 補償等対象者の疾病に起因する傷害は対象外としているが、事前からの疾病でなく訓練中の日射病、貧血、走行中の心臓麻痺、脳出血、血圧上昇により倒れた場合、消火作業により誤って水を被ったための肺炎・発熱等は該当しないのか（傷害と同等と考えられる。）。**

答 傷病が訓練に起因するもの（以下「訓練起因性」という。）であり、かつ訓練中に発生したもの（以下「訓練遂行性」という。）であることが明確な場合のみ補償等の対象となります。しかし訓練起因性と訓練遂行性を証明する場合には、事務取扱要領に定める提出書類の他に別途協会が指定する書類を提出いただくこととなります。



**問 3 2 てん補金の限度額を3億円としたのはなぜか。**

答 多数の人を巻き込んだ大事故が発生した場合、全員について限度額一杯の補償等を行うことは困難であり制度が維持できなくなるおそれがあります。掛金及び補償準備金等の額からやむをえず限度額を定めたものです。

**問 3 3 甲又は補償等対象者以外の者が有償で作成した書類について「必要かつ妥当な実費を支払う」とされているが、どのような場合か。**

答 これまでも医師の「診断書」についての補償の要望があり、特に小額の補償額の場合は、負担が大きいのと思われますので平成9年4月1日以後に実施された訓練から補償することとしたものです。

なお、損害賠償の場合で、賠償額の中に含まれている場合は、約款第4条第1項のてん補金の対象となっていることから、同条第4項の実費てん補の対象とはなりません。

(約款第10条関係)

**問 3 4 「1週間以上通院し」と規定されているが、全治まで10日間かかり実通院日数が5日の場合どのような取り扱いとなるのか。**

答 「1週間以上通院し」としたのは、かすり傷程度の軽傷は対象としないとの考えによるものであり、最初の通院日を含めた実通院日数を含めた実通院日数について、補償します。よって設問の場合、通院期間が1週間を超えているため、5日分の通院療養補償の対象となります。

**問 3 5 防災訓練中の事故により、病院で治療を受け自宅に帰ったがその後症状が悪化して入院した場合、又はその逆に退院後治療のため2日間通院した場合、通院補償もあるのか。**

答 前段の場合、同じ日に入院した場合は入院療養補償に含まれます。ただし、次の日に入院した場合は、入院療養補償のほか1日の通院療養補償の対象となります。

後段の場合、入院療養補償に加えて2日の通院療養補償の対象となります。

(約款第11条関係)

**問36 主婦に休業補償を行うべきか、その判断方法はどうか。**

答 婦人防火クラブはもちろん、自主防災組織も主婦がその構成員としてのかかなりの部分を占めている状態です。また一家の主婦が家事に従事できないということは、他の家族に大きな負担になると考えられることから、事故で家事に従事できないような場合は、休業補償の対象としております。

その認定については、当該事故により全く家事に従事できなかったと医師が証明（診断書）した期間について、本人及び家族にその期間の事情を聴取して判断すれば良いと解します。

**問37 休業補償は主婦に適用されるが、主婦に代わって家事をしている立場の者は休業補償の対象としての適用を受けることができるか。（主婦に代って家事をきりもりしなければならぬ老人（老母又は老父）又は家事手伝いの娘等）**

答 休業補償は本来無職である者には適用されませんが、本制度の設立の趣旨から特に無職であっても主婦に限り補償の対象としたものであり、主婦に限られるものと解します。

**問38 休業補償を請求する場合、主婦が提出する損害証明は、市町村等の首長が行う旨定められているが、大都市においては、事務手続き上むずかしい問題がある。従って市町村等の首長に代って訓練を主催し、共催し、又は指導する市の機関の長（消防局長、消防署長、区長等）の証明に代えることはできないか。**

答 主婦の休業損害証明は、市町村等の首長の証明とします。ただし、市町村等の首長から機関の長が当該事務を委任されており、規則等によりそのことが明らかである場合は、その受任者の証明で足りることとします。

**問39 休業補償については、約款第11条で「補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより就業できず」とあるが、事故当時失業中であり、就業意欲のある者が傷害を受けたため就業できない場合は、休業補償の対象になるか。**

答 事故発生時失業中の場合には、休業補償の支給対象にはなりません。

(約款第13条関係)

**問40 防災訓練会場への「合理的な経路及び方法」とは。**

答 「合理的な経路及び方法」とは、地方公務員災害補償法に規定されている通勤の定義と同様に、訓練参加者が訓練のために、訓練参加以外のことで寄り道等を行わずに住居から訓練会場まで間を往復するための経路及び方法を示します。

**問41 往路又は帰路における傷害について、てん補金額を2分の1とした理由は。**

答 往路及び帰路の傷害については、市町村等の管理下にないためこれまで認めていませんでしたが、訓練直後に負傷し、明らかに訓練後の帰路における事故と認められる例もあり、訓練と全く関係ないとも言い切れないことからできるだけ広く補償しようとする考え方で対象に含めることにしました。しかしながら、市町村等（主催者）の直接の管理下にならないことから、主催者としての責任も訓練中の事故に比して極めて薄いものと考え、通常の補償等の2分の1の額としたものです。

(約款第16条関係)

**問42 日本消防協会から補償等対象者の口座に、直接てん補金を送金できますか。**

答 できません。てん補金の送金先は、本共済に加入している市町村等の口座となります。また、てん補金は保険金と違い預かり金ではないため、歳計外ではなく一般会計歳入での受取りとなります。

(約款第19条関係)

**問43 当市では防災訓練を2年に1回しか実施しない、単年度ごと契約できないか。**

答 災害はいつ発生するかわかりません。  
その時々事情によって、臨時に防災訓練を行う必要が生じることもあるので、継続加入が望ましいと考えます。また、市町村等や消防機関の主催する防災訓練以外にも、民間防火組織が事前に市町村等へ計画書を提出し、市町村等が認めたものであれば、自主的に行う訓練もてん補対象となりますので、そのような訓練が一つでも多く効果的に行われるよう御助力いただきたいと思います。

(約款第20条関係)

**問44 契約書の取交しは毎年行わないのですか。**

答 基本的に毎年行ってはおりません。

本共済の掛金の金額は、直近の国勢調査人口を基に算定しているため、新たに国勢調査が実施されない限り変更することがありません。そのため、契約書のなお書きにありますように、契約を1年更新し、契約書に記載されている「契約の期間」は更新した期間として読み替えを行っております。新たな国勢調査人口が確定するまで、そのまま更新します。

しかしながら、市町村等のご都合により毎年契約書の取交しを行いたい場合には、新たに契約書を交付いたしますのでご連絡ください。

(約款第21条関係)

**問45 契約終了後に市町村等の境界変更があり、人口に異動を生じた場合どのように取り扱うのか。**

答 契約期間の途中において人口に異動があっても、事務処理の都合上、年度途中で契約書及び掛金の変更は行いませんので、当該年度は当初掛金のままで取り扱います。

それ故、境界変更のために新たに編入された区域の住民も、当該契約の対象として取り扱われます。

なお、これに伴い契約金額に変更を生ずる場合は、翌年度分から契約金額を改定し、契約書を新たに更新することになります。

(約款第29条関係)

**問46 補償等について、条例、規則の制定が必要か。**

答 訓練参加者である住民に周知させておくことは必要と思いますが、必ずしも条例又は規則を制定することが必要ではありません。ただし、補償等は公金により支出されるものであり、また公平な補償等を行うために要綱の類を定めておいたほうが望ましいと思います。

**問47 損害賠償金の支払いには、議会の議決が必要か。**

答 地方自治法第96条第1項第13号の規定により賠償額を定めることにつき議会の議決を必要とします。

**問 4 8 災害補償の実施に予算措置が必要か。**

答 この制度は、市町村等が要綱等に定めるところにより制度として災害補償を行うこととしておりますので、歳出予算への計上が必要となります。ただし歳出科目に関して協会は一切問いません。

(約款第 3 3 条関係)

**問 4 9 地方公共団体、警察、電話、電力・ガス会社等の職員が公務で参加した場合は、該当するか。**

答 損害賠償又は災害補償を実施するか否かにかかわらず、約款第 3 3 条第 1 項第 1 号の規定によりこれらの場合は本契約の適用を除外しています。

これは、この制度が民間防火組織の育成、整備を目的とするものであり、また、企業等の業務として参加した場合には、すでに労働者災害補償保険法等の法令による災害補償制度があり、それにより補償されることになっているからです。

**問 5 0 約款第 3 3 条第 1 項第 1 号の自衛消防組織等以外の企業、事務所等の参加者は、該当するか。**

答 約款第 3 3 条では、訓練への参加が、企業及び事業所等の業務又は公務として行われていたどうかを問題としており、参加者が自衛消防組織に属しているかどうかを問題にしていません。その参加に企業、事業所等の意思が働いている限り本契約の適用は除外されません。

**問 5 1 約款第 3 3 条第 1 項第 2 号の反対解釈として、指導者としてでない職員等の訓練参加は、当契約の適用対象となるのか。**

答 甲の職員、消防職員及び消防団員並びに甲が委託した者（非常勤職員）の身分を有し、勤務の一部として参加した場合は、約款第 3 3 条第 1 項第 1 号に該当することになり適用除外となります。

**問 5 2 市又は学校の主催する訓練における教職員、学生、生徒、父兄は、対象となるか。**

答 学校の行事として行う場合は該当しません。

**問 5 3 約款第 3 3 条第 1 項第 3 号においては、訓練参加者が自らの出場時間以外の時間において見学している場合は、観覧・応援者となるのか。**

答 訓練参加者が自らの出場時間以外の時間において、自己の実技を行う場合の参考とするため、訓練の一部として他者の実技を見学している場合は、訓練参加者であると解します。ただし主催者又は市町村等が参加者ではなく、観覧・応援者であると認定した場合には観覧・応援者とみなし、てん補金額は2分の1となります。

**問 5 4 訓練会場内の見学者、休憩中の者が傷害を受けた場合についててん補金額を2分の1とした理由は。**

答 問 4 1（往路又は帰路におけるてん補金）の場合と同様の考えに立つもので、本来市町村等の管理下になく、責任を負わないものと考えますが、全く関係ないとも言い切れないこと、また主催者の立場から考えれば、訓練に参加していなくても見学することは今後の防災活動に役立つものであり、できる限り多くの人の参集が得られるよう、万一の場合に備え2分の1の額を限度としててん補するものです。